

三十二條の規定は法人たる組合にのみ適用す

第三十五條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八
條の規定は前二條の過料に之を準用す

附則

本法は昭和 年 月 日より之を施行す

第九項 社會政策に關する行政事務統一機關設 置に關する建議

これに勞働委員會法案及び勞働組合法案はいづれも制
定されたには至らなかつたが、協調會運動史上永く忘れ
られることはないだらう。然し、本會が時代の要求に應
じ、世に率先して爲した建議推動はそれの外に止まらな
かつた。即ち、第一に大正十一年七月十日「社會政策に

關する行政事務統一機關設置に關する建議」を行つた。
本建議は最初當時我國に於ける勞働行政及び其の他一般
社會政策に關する行政事務が各官署に分屬せられてゐた
ため甚だ不便なるに鑑みて、之等に關する統一せし
有力な機關を設置して時勢に應じた對策を講めたこと
の必要が關係者間に痛感せられてゐた。而して當時政府は
行政整理に着手せし際でござつたので、斯かる統一的機
關としての勞働者設置案を本會上り建議することの適切
さを認め、同年六月十七日の理事會の決議に基き田子
一民氏、池田宏氏、氣賀勘重氏、松岡均平氏及び河津渥
氏の五氏を起草委員に擧げて案を作成の上常議員會に於
て審議の結果、勞働者設置案を變更して單に勞働行政を
統一する獨立機關を設くることを建議することに決定し